

大崎事件第3次再審請求の再審開始決定に対する 即時抗告の棄却を求める要請書

福岡高等裁判所宮崎支部
裁判長 根本 渉 殿

2017年6月28日、鹿児島地方裁判所（富田敦史裁判長）は、大崎事件の第3次再審請求について、原口さんたちの犯行であると認定するには合理的な疑いが残ることは明白であり、もはや有罪判決は維持することができないとして、再審開始を認める決定を行いました。

鹿児島地裁の再審開始決定は、最高裁の「白鳥・財田川決定」が示した「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則を貫き、裁判官の良心と法に照らして、事実と道理にもとづいたものです。

しかも、今回の決定は、第1次再審請求審の鹿児島地裁の再審開始決定（2002年3月）に続く、2度目の再審開始決定です。検察は、今回の決定の重みを踏まえ、無実の原口さんらを冤罪に陥れたこれまでの捜査と裁判への対応を厳しく反省し、即時抗告をおこなわず、再審開始決定に従い速やかに再審公判に応じることが求められていました。

ところが検察は、原口さんが命がけで勝ちとった2度目の再審開始決定を支持する多くの国民や報道機関からあがつた「決定を真摯（しんし）に受け止めよ」「即時抗告をするな」との声を無視し、90歳となった原口さんの人生を平然ともてあそぶ傲慢さで、福岡高裁宮崎支部に即時抗告しました。

そもそも、「無辜の不処罰」という刑事裁判の目的や再審制度の意義に照らせば、再審開始決定に対する検察官抗告は禁止されるべきです。私たちは、原口さんらの奪われた人権を回復するため、貴裁判所が検察の即時抗告を直ちに棄却することを強く要請します。



開始決定の報を聞き、涙で喜ぶ原口さん(90歳)

氏名	住所

【送り先・問合せ】日本国民救援会鹿児島県本部、大崎事件・原口アヤ子さんの再審をめざす会
〒890-0063 鹿児島市鴨池2-14-20 ホワイトリバー102 TEL: 099-298-5161

【取扱団体】